

# 第1回 熊野川懇談会設立準備会

## 議事録（案）

平成15年12月20日（土） 13:00～16:00

ホテルグランヴィア和歌山 6階 葵C

中山副所長

お待たせいたしました。本日、寒波のために、定刻より少しおくれましたが、ただいまより熊野川懇談会設立準備会を開会いたします。

私は、近畿地方整備局紀南河川国道事務所副所長の中山と申します。委員長が決まりますまでの間、司会を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、本日の設立準備会の主催者側といたしまして、近畿地方整備局河川部長坪香より一言ごあいさつをさせていただきます。

#### **坪香近畿地方整備局河川部長**

ただいま紹介してもらいました近畿地方整備局河川部長の坪香でございます。

本日、熊野川懇談会設立準備会の開催に当たりまして、委員の先生方には、年末のご多忙中の中、ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

私ども、河川法を平成9年に改正されまして、その中で、今後20年から30年間の具体的な河川整備の内容につきまして、河川整備計画を新たに策定するというのが法律に明記されたところでございます。つきましては、この河川整備計画をつくるに際して、その具体的な内容について、学識経験者の皆様とか、あるいは関係する沿川の行政機関並びに住民の皆さん方のご意見をお聞きして、しかもそれを反映するという手続が必要だということでございます。

これが法律の趣旨でございますが、現在、近畿地方整備局管内におきましては、2府5県、淀川、大和川、熊野川を初めといたしまして10の水系において河川の管理を行っておりますが、そのうち京都の北を流れます由良川につきましては、既に河川整備計画が策定されております。また、淀川、紀の川、揖保川、九頭竜川、円山川及び大和川の6水系におきましては、順次河川整備計画策定のための委員会設立と、その検討を進めているところでございます。

熊野川につきましても、今回、懇談会を設立させていただきますして、これから熊野川についてどのように河川整備計画をつくっていくか、あるいは河川整備を進めていくかということにつきまして、幅広いご意見をお伺いするよう考えております。

つきましては、懇談会を設立していきたいわけですが、この懇談会ができるだけ広く、多くの皆さんのご意見を聞くことができ、しかもその内容が整備計画に的確に反映されるように、懇談会の中立性ないし透明性を確保するため、どのような運営をしていったらいいのかということについて、当準備会議でご審議いただければというふう

に思っておるところでございます。計画策定のために基本的なところとなるのは、懇談会の委員の構成並びに運営、それから情報公開のあり方でございます。この件につきまして、ご審議のほどをお願いいたします。

我々近畿地方整備局といたしましては、担当する事務所を初め、審議に必要な情報の提供並びに説明につきましては、万全を期してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくご協力をお願いいたします。

甚だ簡単でございますが、私のあいさつとさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

**中山副所長**

続きまして、本日の出席者のご紹介をさせていただきます。

まず初めに、熊野川懇談会設立準備会委員の紹介をさせていただきます。それでは、50音順に紹介をさせていただきます。

スクリーンに向かいまして左前から、立命館大学理工学部教授 江頭進治様。

**江頭委員**

江頭でございます。よろしくお願いいたします。

**中山副所長**

続きまして、三重大学生物資源学部助教授 木本凱夫様。

**木本委員**

木本です。よろしくお願いいたします。

**中山副所長**

続きまして、作家・日本ペンクラブ理事 神坂次郎様。

**神坂委員**

神坂です。よろしく。

**中山副所長**

続きまして、和歌山県立新宮高等学校教諭 瀧野秀二様。

**瀧野委員**

瀧野です。よろしくお願いいたします。

**中山副所長**

続きまして、株式会社和歌山放送会長 竹中文博様。

**竹中委員**

竹中でございます。よろしく申し上げます。

### 中山副所長

以上5名の委員の方々です。

続きまして、河川管理者として出席しておりますのは、国土交通省近畿地方整備局河川部長 坪香 伸、紀南河川国道事務所長 塩見和康、紀の川ダム統合管理事務所長 渡邊泰也、以上でございます。

なお、和歌山県、三重県、奈良県からも、指定区間管理者といたしまして出席してございます。

それでは、議事に入る前に、本日の資料の確認をさせていただきます。まず、お手元の一番上に置いてございますのが議事次第でございます。次に、資料1 設立準備会の目的・位置づけについて、資料2 設立準備会の設立について、資料3 設立準備会の議事について、別冊で熊野川流域の概要 - - パワーポイントのものでございます。それから、参考資料としまして、情報公開方法についてというものが置いてございます。

資料は以上でございますが、不足はございませんでしょうか - - 。

それでは、熊野川懇談会設立準備会の設立に入ります前に、本日の傍聴について審議をお願いしたいと存じます。資料3 - 1をごらんいただきたいと思います。

設立準備会においては、情報公開を原則としておりますけれども、傍聴の取り扱いについては、設立準備会委員にゆだねております。この場において承認が得られた場合、本日の傍聴者を直ちに案内したいと考えております。

また、傍聴者を案内する場合は、下の方に記述しておりますけれども、この内容のものを配付させていただきたいと思っております。

委員の先生方、審議をお願いしたいと思います。

### 江頭委員

議事の内容にもよると思っておりますけれども、特段問題がなければ、こういう会議は公開の原則で行うのが通常だと思います。秘密裏に行うようなものではないように思いますが、いかがでしょうか。

(「賛成です」の声あり)

### 中山副所長

それでは、ご承認ということで、これより傍聴者の方々に入場していただきます。

(傍聴者 入場)

入場されたようですので、改めまして本日の出席者のご紹介をさせていただきます。

まず初めに、熊野川懇談会設立準備会委員の紹介をさせていただきます。

設立準備会の委員につきましては、河川に関して学識を有している方々で、治水、利水、環境、生物、歴史文化、広報等の分野で熊野川の特性に詳しく、流域をフィールドに活用されている方々の中から、紀南河川国道事務所が和歌山県、奈良県、三重県の意見を踏まえ、熊野川が抱える課題や問題における論点にふさわしい人選をしていただく方々をお選びしてございます。

それでは、50音順に紹介をさせていただきます。

立命館大学理工学部教授 江頭進治様。

河川工学がご専門で、熊野川リバーカウンセラーを長年ご担当いただいております。新宮川の歴史・文化の川づくり整備計画検討委員会委員長、相野谷川総合的浸水対策検討委員会委員長などもご担当いただいております。熊野川には非常に造詣の深い方でございます。熊野川の降雨特性や河道状況を踏まえ、河川工学の見地から必要な人選をしていただくには欠くことができない方でございます。和歌山県からのご推薦も踏まえ、お選びしてございます。

続きまして、三重大学生物資源学部助教授 木本凱夫様。

農業用水の管理運営、水環境整備、農村計画、水資源開発と保全など、農業水利学に関する研究がご専門でございます。最近では、新宮市内にあります天然記念物浮島の森での植生保全調査なども手がけておられます。熊野川においては、昭和40年代以降に端を発しました上流域からの濁水問題などが懸案となっており、利水、水資源や水環境などの見地から必要な人選をしていただくには欠くことができない方でございます。三重県からのご推薦も踏まえ、お選びしてございます。

続きまして、作家 神坂次郎様。

日本ペンクラブ理事で、文化功労文部大臣賞のほか、南方熊楠特別賞、長谷川伸賞など数々の賞を受賞されており、特に紀伊半島や紀南地方に関する歴史や文化、民俗学などに精通されております。熊野川の流域は、熊野三山に代表される独特な歴史文化がはぐくまれ、平地のほとんどない流域内においては、人と熊野川の結びつきがより深いものであり、歴史文化的な見地から必要な人選をしていただくには欠くことのできない方として、お選びしてございます。

続きまして、和歌山県立新宮高等学校教諭 瀧野秀二様。

水生生物、植物に関する研究がご専門で、新宮川環境管理基本計画の策定委員、河川水辺の国勢調査で魚介類、植物のアドバイザー等をご担当いただいております、とりわけ熊野川の自然にはぐくまれた動植物を守るため、自然環境の見地から必要な人選をしていただくには欠くことのできない方として、お選びしてございます。

続きまして、株式会社和歌山放送会長 竹中文博様。

長年放送業界に携われ、現在は和歌山県域をエリアとしたラジオ放送局の会長をされており、紀南地方の文化、自然、食、行政情報等の紹介、またイベント活動に数多くの実績をお持ちでございます。熊野川懇談会における広報に関する見地から必要な人選をしていただくには欠くことのできない方として、お選びしてございます。

以上 5 名の方々でございます。

続きまして、河川管理者として出席しておりますのは、近畿地方整備局河川部長 坪香 伸、同じく河川部河川計画課長 笠井雅広、紀南河川国道事務所長 塩見和康、紀の川ダム統合管理事務所長 渡邊泰也、以上でございます。

和歌山県、三重県、奈良県からも、指定区間管理者といたしまして出席していただきます。

続きまして、議事次第の 5 設立準備会の目的・位置づけについて、紀南河川国道事務所長の塩見より説明させていただきます。

### **塩見所長**

紀南河川国道事務所長の塩見でございます。説明させていただきます。

お手元に配付しました資料 1 設立準備会の目的・位置づけについてという資料でございます。資料の中は、資料 1 - 1 と資料 1 - 2 の 2 部構成になっておりまして、ページ数は、下の方に 1 - 1 から 1 - 7 まで順次打ってございます。資料の構成といたしましては、資料 1 - 1 設立準備会の目的及び構成と資料 1 - 2 設立準備会の位置づけという構成になっておりますが、資料のつづりとは逆になります。資料 1 - 2、ページ数では 1 - 4 ページから説明させていただきます。

ここには、河川法改正の流れが示されてございます。今回、設立準備会を開催するに当たりまして、平成 9 年の河川法改正がございまして、歴史的には、明治 29 年に近代河川制度が誕生いたしました。昭和 39 年には、そこに利水が加わり、さらに平成 9 年に環境が加わり、あわせて関係住民の意見を反映した河

川整備の計画制度の導入が図られたということでございます。

新しい制度におきましては、河川整備基本方針に基づいて河川整備計画を策定し、実施していくという流れになっております。その河川整備基本方針は、具体的事業の取り扱いを定める河川整備計画の前提となるものであると同時に、河川環境や維持管理等に対する河川の長期的な方向性を明らかにするものであり、社会資本、整備審議会の意見を聞いて策定することとなっております。

また、河川整備計画においては、河川整備基本方針に即し、新たな事業や大規模な事業等の段階的、中期的な河川整備の内容を河川整備計画に位置づけることとなっております。学識経験者や関係住民の意見を聞いて策定することとなっております。

続きまして、1 - 5 ページをお開きください。設立準備会の目的について説明させていただきます。

このたび、近畿地方整備局紀南河川国道事務所におきましては、改正された河川法の趣旨にのっとり、国土交通省で管理する熊野川、相野谷川、市田川 - - 延べ延長で 12.7km ございます - - の今後 20 ~ 30 年の整備内容を計画する河川整備計画を策定するため、熊野川懇談会を設置する運びとなりました。熊野川懇談会は、熊野川らしさとは何かを考えながら、河川空間の整備と保全を求める地域の声に耳を傾け、また河川の特長や地域の風土、文化などの実情に即した河川整備を推進するための会議でございます。今回、熊野川懇談会に先立ち、透明性、中立性の確保並びに同懇談会の構成委員や運営方法等について議論していただくために、熊野川懇談会設立準備会を開催するものでございます。

それでは、1 - 6 ページをお開きください。河川整備計画策定までの進め方について、フローで詳しく記載されておりますので、説明させていただきます。

河川整備計画を策定するに当たりましては、進め方のフローにありますとおり、本準備会で懇談会の委員構成並びに運営のあり方について答申いただくとともに、本懇談会におきましては、熊野川の現状、問題点の把握、住民意識の把握をしていただいた上、河川整備のあり方の検討などをしていただき、それらの意見等を参考に、河川整備計画の原案を河川管理者で作成いたしますが、それに対しましても、学識経験者の意見をいただくこととなっております。それが熊野川懇談会でございます。それとあわせて、公聴会の開催等による関係住民の意見も盛り込むということで、この両者の意見をいただきまして、計画の決定を行い、公表することとしております。

次の1 - 7ページをお開きください。これは、河川法第16条の2の抜粋でございます。

この内容につきましては、今説明させていただいたことに関する法律の中身でございます。本熊野川懇談会は、この法律の16条の2第3項に基づき、開催するものでございます。

最初に戻っていただきまして、1 - 1ページでございます。ここでは、設立準備会の目的及び構成という内容を記しております。

設立準備会の役割といたしましては、先ほど説明した内容に基づき、設立準備会に諮問をさせていただきまして、設立準備会で決定したことを答申としていただくことになっております。内容的には、このフローの中にも書いてございますが、熊野川懇談会の委員の選定、熊野川懇談会の運営のあり方、これらについて答申いただきたく考えております。

次に、1 - 2ページをおあけください。設立準備会の構成を記しております。

設立準備会の構成につきましては、決定すべき事項のための情報等を得る手段といたしまして、河川管理者に質問を行い、回答を得ることができます。また、事務局に指示を出し、庶務作業を行ってもらうことができます。

事務局は、設立準備会より指示を受けたことに対し、河川管理者に連絡、調整、指示等を行いながら運営をしていくこととなります。

なお、この準備会については、すべて準備会みずからの自主運営で対応していただきたいと考えております。委員の方々のご指示により、事務局である三井共同建設コンサルタント株式会社を活用していただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

河川管理者といたしまして、近畿地方整備局、紀南河川国道事務所、紀の川ダム統合管理事務所の名前を挙げてございますが、審議過程におきましては、指定区間の河川管理者に対する質疑等が必要な場合もございますので、和歌山県、三重県、奈良県の河川管理者についても出席するということになってございます。

続いて、1 - 3ページをおあけください。事務局の運営といたしまして、本準備会立ち上げまでに行ってきた内容を記しております。

内容を読み上げさせていただきますと、事務局は設立準備会開催に当たり以下の方針で準備を進めました。次回以降は、設立準備会の指示に従い庶務を行います。

1点目として、設立準備会事務局は、三井共同建設コンサルタント株式会社に置きま



す。

2点目として、第1回設立準備会の広報として、紀南河川国道事務所のホームページへの掲載、紀南新聞、南紀州新聞での広告、市役所、役場等へのパンフレットの配付、記者クラブへの記事投稿を行いました。

以上、私の方から設立準備会の目的・位置づけについてご説明させていただきました。

#### 中山副所長

続きまして、議事次第の6 熊野川懇談会設立準備会の設立についてでございます。規約につきまして、事務担当より説明をいたします。

#### 事務局（中條）

本設立準備会の事務局をさせていただく三井共同建設コンサルタントの中條と申します。よろしくお願いいたします。

早速ですが、設立準備会の規約案について説明したいと思います。資料2-1をごらんください。左側に、事務局で作成しました設立準備会規約（案）を示しております。右側には、規約の確認事項、ほかの設立準備会の事例を示しております。

では、事務局の設立準備会規約（案）を読ませていただきます。

#### （名 称）

第1条 本会は、熊野川懇談会設立準備会（以下「設立準備会」という）と称す。

#### （目 的）

第2条 熊野川懇談会設立準備会は、熊野川河川整備計画の作成にあたり、熊野川らしさやあるべき姿を踏まえつつ、河川法第16条の2第3項の趣旨に基づき同整備計画の案作成に向け学識経験者の意見を聴くため等、設置が予定されている「熊野川懇談会」（以下「懇談会」という）の構成委員、運営のあり方等について、答申を行う事を目的とする。

#### （設 置）

第3条 設立準備会は、近畿地方整備局紀南河川国道事務所長（以下「事務所長」という）が設置する。

#### （組 織 等）

第4条 設立準備会の委員は、事務所長が委嘱する。委員の任期は諮問に対して答申が行われた時点をもって満了とする。

#### （情報公開）

第5条 設立準備会の会議、会議資料、議事内容については原則として公開とする。公

開方法については設立準備会が別途定める。

(委員長)

第6条 設立準備会には、委員長を置くこととし、委員の互選によってこれを定める。

委員長は会務を総括し、設立準備会を代表する。

会議は委員長が召集し、設立準備会が運営を行う。

(会議)

第7条 設立準備会は、委員の2/3以上の出席をもって成立する。委員の代理出席は認めない。設立準備会は出席者の過半数をもって意志決定を行う。

(庶務)

第8条 設立準備会の事務局は三井共同建設コンサルタント株式会社に置き、設立準備会の指示により、以下の庶務をとり行う。

- ・会議資料の作成
- ・議事録の作成
- ・会議内容のとりまとめ及び公表資料案の作成等

(規約の改正)

第9条 本規約の改正は、委員全員の同意を得てこれを行う。

(雑則)

第10条 本規約に定めるもののほか、設立準備会の運営に関し必要な事項は、設立準備会において定める。

(施行期日)

付則 この規約は、平成 15 年 12 月 20 日から施行する。

以上です。この規約について、委員の皆様でご審議をお願いいたします。

**江頭委員**

皆さんに発言していただければと思いますが、私自身はそれほど問題ないのかなど。ただ、委員の3分の2というのは、委員が5人ですから、4名の出席で成立するということですね。

**事務局(中條)**

そうです。

**江頭委員**

そこら辺、ちょっときついなという感じは受けますけれども、特段問題はないよう

に考えます。

**事務局（中條）**

確認事項の意思決定条件というところで、過半数（3名）というふうにあります、全員に対してと出席者に対してと、それぞれ3分の2の場合や過半数になった場合の人数を上げております。

今、江頭委員の言われるとおり、過半数となると、4名出席した場合でも3名出席した場合でも、2名という形になりますし、3分の2ということであれば、1名欠席されて4名の場合には3名、2名欠席されて3名の場合には2名という形になります。

**木本委員**

私は、簡潔明瞭でいい案だと思いますが。

**江頭委員**

そちらで音頭をとっていただかないと、ここで議論せよと言われても……。

**事務局（中條）**

それでは、私どもの方で1つ1つ確認させていただきますでしょうか。

まず、目的に関してですけれども、確認事項としては、懇談会のあり方ということで、ご承認いただけますでしょうか。

**江頭委員**

これは、問題ないと思います。

**木本委員**

下2行が重要なところですね。

**事務局（中條）**

わかりました。

設置は、事務所長になっておまして、確認事項の中で、特に委員の任期として、提言の実施をもって満了とするようになりますので、熊野川懇談会が始まる前に任期が終了するという形ですけれども、よろしいでしょうか。

（「結構です」の声あり）

情報公開は、原則として公開するということで考えております。これについては、いかがでしょうか。

**江頭委員**

情報公開というのは、例えば、準備会の役割の中で、メンバー等の人選をする必要が

あるわけで、これは非常に大きな仕事だと思いますが、そういうときにどうするのか、  
……。

**事務局（中條）**

委員の選定等で、プライバシーにかかわるような場合には、この議事後、情報公開の案についてご審議いただくようになっております。

**江頭委員**

そういう決め方はできるわけですね。

**事務局（中條）**

はい。

準備会の規約として、一応原則として公開をさせていただくということで、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

委員長に関しては、委員の互選ということで今考えておりますけれども、互選でよろしいでしょうか。

（「結構です」の声あり）

会議について、先ほど江頭委員から質問のありました過半数もしくは3分の2ということですが、よろしいでしょうか。

**江頭委員**

普通はそうなのでしょうね。

**木本委員**

私はいいと思います。

**事務局（中條）**

3分の2ということで、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

では、会議の成立は、委員の3分の2の出席をもってということで。

意思決定は、過半数をもってという形ですが、これについてもよろしいでしょうか。

**江頭委員**

出席者の過半数ということですか。

**事務局（中條）**

そうです。

**江頭委員**

例えば、4人で審議をして、2対2になったときはどうなりますかね。

**事務局（中條）**

過半数と判断されると思います。

**江頭委員**

過半数というのは、3にならないといけないということですね。

**事務局（中條）**

1つの提案としては、そのとき、委員長の決定を重視するというようなことも提案できると思います。規約の中に、過半数という形で書いて、同数の場合には委員長が判断するというような一文を入れておきましょうか。

**木本委員**

話をもとに戻して悪いですけども、3分の2は、5分の4とか5分の3ではまずいですか。

**事務局（中條）**

まずくありません。

**木本委員**

問題は、5分の4か、5分の3かです。

**瀧野委員**

4でしょうね。2人欠席になると、ちょっと……。

**木本委員**

5分の4だから、4のときは、さっき言われたように、委員長の裁断ですよ。

**事務局（中條）**

日程等を調整していきますと、3名、4名というところが出てくる可能性もありますが、その辺をご配慮いただいて。

**神坂委員**

それでいいのではないですかね。

**江頭委員**

5分の4ということですか。

そうしたら、3分の2を5分の4と修正しましょう。

**事務局（中條）**

5分の4の出席をもって成立するということで、修正させていただきます。

意思決定の方は、過半数ということで、同数の場合には委員長の決定という形で、一文をつけ加えるようにいたします。

あと、庶務の方は、私ども三井共同の方でさせていただいてよろしいでしょうか。

**木本委員**

お願いいたします。

**事務局（中條）**

規約の改正については、規約は重要なものですので、全員の同意ということで、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

**木本委員**

委員会は、5分の4で成立し、全員同意の諮り方は、万が一5分の4になったらどうしますか。

**事務局（中條）**

全員の同意ですので、個別に聞こうとは考えています。

**木本委員**

そうですね。

**事務局（中條）**

以上で、修正点がありましたけれども、規約について決定しまして、施行期日は、第1回の準備会議、12月20日からということで、決めさせていただきます。

以上をもちまして、規約が成立いたしましたので、今後、この規約に基づいて準備会を進めてまいりたいと思います。

それでは、司会をお返しいたします。

**中山副所長**

規約が成立いたしましたので、熊野川懇談会設立準備会規約の第6条に基づきまして、委員長の選出を行いたいと思います。

委員の互選となっておりますので、審議の方、よろしくをお願いいたします。

**瀧野委員**

江頭先生にお願いできたら、ありがたいですが。

**木本委員**

私も、一番適任じゃないかと考えます。

**中山副所長**

今、江頭委員という声が上がっておりますが、江頭先生、よろしいでしょうか。

**江頭委員**

うまく運営できるかどうか自信はございませんけれども、皆さんにご協力いただきまして、引き受けさせていただきます。

**中山副所長**

江頭委員に委員長が決定いたしましたので、よろしくお願いたします。

江頭委員長にはちょっと席替えをしていただきまして、今後の議事を仕切っていただきたいと思ひます。

(江頭委員長 委員長席に着く)

**中山副所長**

改めまして一言ごあいさつをいただければと思っております。

**江頭委員長**

熊野川懇談会設立準備会の世話役をやってくださいということで、皆さんの協力を得てやらせていただきたいと思ひます。こういう重要な会議を運営する知恵も力もそれほど持ち合わせておりませんので、どうか皆さんのご協力をお願い致します。

ただ、こういう会議は、余りかた苦しくやりますといい案が出てきませんので、皆さんお考えのことをなるべくダイレクトにご発言いただくような雰囲気を進めることができると考えております。どうかよろしくお願いたします。

簡単ですが、委員長のあいさつにかえさせていただきます。

**中山副所長**

どうもありがとうございました。

続きまして、諮問に移りたいと思ひます。紀南河川国道事務所長、お願いたします。

**塩見所長**

諮問させていただきます。

熊野川懇談会設立準備会委員長殿。

熊野川懇談会について

熊野川河川整備計画の作成にあたり、熊野川らしさやあるべき姿を踏まえつつ、河川

法第 16 条の 2 第 3 項の趣旨に基づき、同整備計画の案作成に向け学識経験者の意見を聴くためなど、設置を予定している「熊野川懇談会」の構成委員、運営のあり方等について、ここに諮問する。

平成 15 年 12 月 20 日

国土交通省近畿地方整備局紀南河川国道事務所長 塩見和康  
よろしく願ひいたします。

( 諮問 手交 )

### 中山副所長

以上をもちまして、熊野川懇談会設立準備会が成立したことになります。

なお、この準備会につきましては、すべて準備会みずからやっていただきたいと考えております。委員の方々の指示により、事務局の三井共同建設コンサルタント株式会社を活用して、準備会を運営していただきたいと考えております。

これからの議事につきましては、事務局の司会にて進行することになります。

次の議事に移ります前に、少し休憩を挟みたいと思います。14 時 15 分に再開したいと思います。

それでは、休憩に入ります。

( 休 憩 )

### 事務局(中條)

それでは、時間が参りましたので、設立準備会を再開したいと思います。

まず、議事次第の 7 の(1)設立準備会の情報公開方法についてです。資料 3 - 2 をごらんください。設立準備会の情報公開方法について、ご審議をお願いします。

初めに、事務局で作成しました設立準備会の情報公開要領(案)について、説明をいたします。

さきの審議結果で傍聴が認められましたので、そのことを踏まえて説明を行います。

なお、参考資料 1 に、それぞれの項目について、幾つかの別の案を示させていただきました。審議の参考としていただきたいと思います。

まず、情報公開要領(案)について、読ませていただきます。

#### 1. 設立準備会の傍聴について

- ・会議は設立準備会委員の審議により、傍聴することができます。

(傍聴が許可された場合)



傍聴者は、会議場に応じて設定した傍聴席に対して先着順とします。

・傍聴者は設立準備会委員の審議により、発言することができます。

(発言が許可された場合)

発言の際には氏名、住所(市町村名)または所属を名乗るものとします。

発言内容の内会議の趣旨に沿うものについては、今後の会議運営の参考とし、氏名、住所または所属とともに議事録等に記載します。

## 2. 設立準備会の開催の案内について

設立準備会の開催の案内は、ホームページ、新聞による広告、パンフレット配布、記者発表等をとおして行います。

## 3. 会議資料の公開方法について

会議にて用いる資料は、公開の原則を踏まえ、会議場で配布するとともにホームページで公開します。

## 4. 審議の内容および結果の公開方法について

審議の内容および結果は、議事録、ニュースレターにて公開します。これらの資料は、公開の原則を踏まえ、会議場で配布するとともにホームページで公開します。

## 5. マスコミ関連

会議場には記者席を設け取材が可能な状況を設定します。また、会議後には、必要に応じて記者会見を実施します。

## 6. 個人名の取扱い

熊野川懇談会の委員選定時における個人名については、原則として委員就任前の段階では非公開とし、委員就任後は公開とします。このため、委員選定を行う会議については、候補委員のプライバシーに配慮し非公開にて実施します。

## 7. 投稿意見の取扱い

事務局等に投稿された意見の内、会議の趣旨に沿うものについては、今後の会議運営の参考とし、会議等で報告を行います。

以上です。

あと、参考資料には、参考資料1-1に、傍聴者の募集方法についてということで、種別としては、会場先着順、事前申込み等、また参考資料1-2に、発言の公開方法についてということで上げております。参考資料1-3で、発言の公開対象について、参考資料1-4では、設立準備会の開催の案内について、その方法を上げております。参

考資料1-5 会議資料の公開方法について、参考資料1-6 審議の内容および結果の公開方法について、参考資料1-7 投稿意見の取扱い方法についてということで上げております。

これを一度にしますと、非常に煩雑になりますので、順を追って、1番目の設立準備会の傍聴についてご審議をお願いしたのですが、まず、会議自体の傍聴は、先ほどご審議いただきまして、可能とすることができました。

次に、参考資料1-1とあわせて見ていただきたいのですが、このとき、私どもの事務局案としては、先着順という形で考えております。ほかの方法としては、はがきによる応募等の事前申し込み等があります。この内容について、ご審議をお願いいたします。

#### **江頭委員長**

今事務局の方からご説明がありましたけれども、まず資料3-2の設立準備会の傍聴についてと参考資料1-1の内容についてですが、事務局案として、傍聴は先着順とすると。これは、会場の大きさ等がございますので、こういう案になっているのだらうと思います。いかがでございましょうか。

#### **木本委員**

先着順のときは、席数なんかは前もって示すのでしょうか。

#### **事務局（中條）**

今のところ、60以下という形で、会場等は考えたいと思っています。

#### **江頭委員長**

60というのは、この会場ぐらいの広さなのですか。

#### **事務局（中條）**

きょうの会場が60程度の傍聴者の座席数です。

#### **神坂委員**

それくらいでいいのではないのでしょうかね。60以下で。

#### **江頭委員長**

それでは、先着順で、最大限60と。

席数は、前もって開催案内のところに示されているということですね。

#### **事務局（中條）**

はい。今回の分は開催案内では示させていただかなかったのですが、次回からは、席数を示して、先着順と。ただし、事務局としては、人数がそれ以上の場合には、置ける

椅子だけは置いて対応しようかと考えております。会場の大きさを決めるときに、席数が足りませんでしたので、一応60程度という考えをしております。

**江頭委員長**

わかりました。

これは、事務局が、どういうふうに議論せよとおっしゃったのかわかりませんが、資料3-2に1番から7番までありますね。それで、今、1番の傍聴者の数といいますが、受け入れの問題、次が……

**事務局（中條）**

発言の公開の方法についてということで、今、情報公開要領（案） - - 事務局案で、一方通行で上げていますが、ほかの案も示させていただいて、違った案にした方が好ましいのであれば、そういうものに変えていこうということで、参考資料として、選択肢としてあらわしております。

**江頭委員長**

設立準備会の傍聴についての黒点の2番目、参考資料1-2というものです。

**事務局（中條）**

はい。

**江頭委員長**

これに目を通していただいて、いかがでしょうか。

**木本委員**

その前に、発言をする状況、場合をどう判断するのか。手を挙げて発言を求められたことに対して審議をするのか、それとも、委員長が、今の件について、傍聴の方、何かご発言ございますかというのか、どういう場合に発言するのか。

**事務局（中條）**

今、事務局で考えているのは、予定した議事が一応終わった後に、その他の中で、傍聴に来られている方の意見をいただきたいと考えています。

**江頭委員長**

傍聴者に発言をお願いするというのは、途中ではなくて、議事が終了したと判断されるようなとき、その他の項目をつくっていただいと。そういうことでしょうか。

**木本委員**

了解です。

**江頭委員長**

そのときに、氏名、住所、所属 - - 所属というのは何ですかね。

**事務局（中條）**

例えば、NPOなど団体に所属されていれば、そういう所属名を冒頭に……。

**江頭委員長**

通常は、お名前と市町村名、所属でもいいわけですかね。

**事務局（中條）**

はい。

**江頭委員長**

余り細かくなり過ぎると、プライバシーの問題等が出てくると思いますので、こんなものでいいように思いますけれども、よろしゅうございましょうか。

（「結構です」の声あり）

**事務局（中條）**

では、傍聴に関しては先着順、発言に関しては、冒頭に氏名と住所、その中で、議事録等の記載に関してもあわせて載せてありますが、それも議事録に記載させていただいて、よろしいでしょうか。

**江頭委員長**

それは当然じゃないでしょうか。

**事務局（中條）**

わかりました。では、議事録に記載させていただきます。

次に、設立準備会の開催の案内について、今回、事務局の方で、新聞広告、紀南河川国道事務所さんのホームページに開催の案内をさせていただきましたが、今後、設立準備会の開催の案内として、私ども事務局で考えているのは、ホームページ、新聞による広告、パンフレット配布、これはニュースレターという形になると思いますが、あと、記者発表等という形で、今のところ考えております。

**江頭委員長**

いかがでございましょうか。

**木本委員**

記者発表の後ろに「等」がついているのは、状況に応じて追加するという理解でよろしいですか。

### 事務局（中條）

例えば、参考資料1 - 4に載せていますけれども、市民等に非常に密着したものとすれば、市町村の広報誌も考えられます。ただし、これは締め切りが1カ月前とか、非常に早いものですから、会議の日程調整がそこまで早くできるかどうかというのまちょっとありますけれども、可能であれば、そういうものに載せたり、あと、地域の掲示板も、張り出すことができれば、地域に密着した形になりますので、そういうところも対応できればということで、「等」をつけさせていただきました。

### 木本委員

わかりました。

### 江頭委員長

これについては、委員の方々はそれほどこだわりがないように思います。問題は、事務局がどの程度努力するのか、あるいはあまりしないのか、そういうことに関連する事項だと思いますが、こうじゃないといけないというご意見がございましたら、ご発言願えればと思います。

### 木本委員

委員長がおっしゃるように、むしろ事務局が臨機応変に対処した方がよろしいと思います。

### 江頭委員長

そうですね。臨機応変にやっていただくということで。

### 事務局（中條）

「等」をつけさせていただきましたけれども、可能な限り地域住民にこの準備会が開催されることがわかるような手段をとりたいと思います。

次に、会議資料の公開方法について、今のところは、ホームページ、会場での配布という形で考えております。あと、ニュースレターというのも考えられますけれども、その辺についても、今の開催案内と同じように、事務局で、可能な範囲で考えさせていただいてよろしいでしょうか。

### 江頭委員長

そのときに、余り強弱ができる具合が悪いわけですね。面倒くさいから省くとか、そういうことのないように、結局、努力できる範囲で……。例えば、最初頑張り過ぎると後が続かぬとか、いろいろありますから、会議で使われている資料が的確に伝わるよ

うなやり方が望ましいと思いますけれども。

**事務局（中條）**

参考資料1 - 5に書いてありますホームページは、準備会という形でホームページをアップしようと考えております。会場での資料の配布は、毎回行うように考えております。所定箇所への配布ということで、国交省、県関係機関、役場等には、閲覧資料として、部数は今のところ決めていませんけれども、部数を置くことと、あと、ニュースレターということで、チラシのような形で部数を置くことを考えております。

住民の方からのホームページへの反応はまだ余りないのですが、今回入り口で記帳しておりますので、傍聴者の記帳していただいた方には、また案内を出そうかという程度のことを考えております。

**江頭委員長**

この会議で使う資料を公開するということですね。だれでも見れるようにするというのが原則だと思います。参考資料1 - 5に書いてある内容で、大まかにはいいと思いますが、ほかにつけ加えるようなことがあれば……。

ニュースレターというのは、これはどうするのですか。

**事務局（中條）**

ニュースレターも、次回からは、会議の資料の一部としてつけることとします。あと、国土交通省、県関係の事務所等、流域内の市町村もあわせて、配布場所を決めて、そちらの方に置いてもらうような形を考えたいと思っております。

**江頭委員長**

今、この会議で使う資料をどう公開するかというものです。ニュースレターというのは……。

**事務局（中條）**

済みません。参考資料1 - 6になりますので、次の話にさせていただきます。会議資料に限ってお願いします。

会議資料については、会場で配布するとともに、ホームページで公開すると。あと、所定の箇所として、国土交通省、事務所等に閲覧の資料を用意するというような形でよろしいでしょうか。

**江頭委員長**

よろしゅうございましょうか。

(「はい」の声あり)

**木本委員**

参考資料1 - 5に、応募による配布というのが一番最後にありますけれども、これは電話などがあつた場合という想定ですか。

**事務局(中條)**

書面と、ホームページをアップしますので、そういうところに問い合わせがあつた場合には配布するという形もあります。

**木本委員**

公開は、それも含めてですか。

**事務局(中條)**

それも含めてするというのであれば、させていただきます。

**木本委員**

私は、含めた方がいいと思います。

**事務局(中條)**

わかりました。書面とメール等で依頼がありましたら、配布するような形で対応します。

**江頭委員長**

参考資料1 - 5の内容でいくということですね。よろしくお願いします。

**事務局(中條)**

続きまして、審議の内容および結果の公開方法についてですけれども、参考資料1 - 6を参考に見ていただきたいのですが、情報公開要領(案)の4番目の項目です。審議の内容および結果の公開方法についてということで、「審議の内容および結果は、議事録、ニュースレターにて公開します。これらの資料は、公開の原則を踏まえ、会場で配布するとともにホームページで公開します。」ということで今上げていますけれども、議事録が非常に長いものになるので、会場で各資料とともに配布するとなると、非常に分厚いものになります。必要な方があれば、配布するのはやぶさかでないのですけれども、議事録については、必要部数はかなり厳しいかなと考えております。それ以外の参考資料1 - 6で上げている議事骨子、ニュースレターというのは、1枚か2枚のもので、資料の配布とあわせて配布することができると考えております。

**木本委員**

文の中で、議事骨子はわざと落とされたのですか。

**事務局（中條）**

わざとではありません。つけ加えます。

**江頭委員長**

議事の内容というのは、例えばきょうの議事の内容は、次回の会議のときに資料としてでるという意味ですね。

**事務局（中條）**

次回の会議の資料に、例えば議事骨子等を添付すると。

**江頭委員長**

議事録が物すごく長い場合には、その内容を次回の会議のところに置いておくということは、通常見かけないのですけれども、それはとりあえず見れるような格好になっていればいいということによろしゅうございましょうか。あるいは、ぜひ議事録もしっかり資料としてそこにはないといけないか、それはいかがでしょうか。

**瀧野委員**

配布するというよりも、閲覧できれば、その程度でいいのではないですか。

**木本委員**

だから、5部ぐらい置いておくとか、3部ぐらい置いておくとか。議事骨子の方がいい。もしぜひいただきたいという方があれば、別途送っていただくという形にすると。

**事務局（中條）**

それでは、必要部数、10部程度必ず議事録を備えておきまして、必要という方には議事録全文をお渡しすると。それ以外は、ニュースレター、議事骨子等で対応させていただきます。

**江頭委員長**

ただ、議事骨子の中の「各委員の発言のうち主要なものの概要が記載される」という主要なものというのが非常に難しく、この文言はとった方がいいのではないですかね。発言の概要でしょうね。

**竹中委員**

主観が入ります。

**事務局（中條）**

議事骨子としては、発言の概要を記載されたという形に修正します。



次に、マスコミ関連ということで、きょうも、マスコミの席は用意していますけれども、今後も設置するような形でよろしいでしょうか。それと、会議後に必要に応じて記者会見を実施するという形で、よろしいでしょうか。

**江頭委員長**

これはいかがですか。

**木本委員**

前半は、公開原則ですから、まず無難だと思いますけれども、後半は、委員長のお仕事……。(笑) どうですか。

**江頭委員長**

こういうのは余り得意じゃないですけども、いずれにしても、必要性があれば、ここで議論した内容は広く伝える必要があるわけですから、それはさせていただきたいと思います。前半の議論の最中にマスコミに入っていたかどうかというのはいかがでしょうか。

**竹中委員**

一般市民には公開しているわけですから、拒む理由が、どうなのでしょうね。

**木本委員**

委員長、何かご懸念が……。

**江頭委員長**

私などは、10回発言すると2回ぐらいいいことを言うかもしれませんが、8回ぐらいは、言葉は悪いですけども、すかぴんを言うという……。マスコミが入ってもそれほど緊張せずに皆さんご自由に発言していただくということであれば、まあ入っていただくのが常識かもしれませんが。原則的には何も拒む理由はないのですよね。

**木本委員**

個人的におそれるのは、各委員の発言内容が報道されて、もし逆のことが書いてあったらという場合ですね。

**瀧野委員**

原則公開ですから、よろしいのではないですか。

**江頭委員長**

それでは、原則公開ということで、審議の最中にも入っていただくという格好で進めさせていただくとしましょう。

**事務局(中條)**

審議の途中でも、マスコミの取材が可能な状況ということで、会議後には、必要に応じて委員長から記者会見を実施するという形で修正いたします。

次に、個人名の取扱いについてということで、これは、冒頭、江頭委員長から、個人名について非公開となる部分もあるのではないかというような話がありましたが、その部分に相当するかと考えております。熊野川懇談会の委員選定時における個人名の取扱いということが主なものになりますけれども、これについて、今私どもでは、プライバシーに配慮して非公開を考えておりますけれども、いかがいたしましょうか。

#### **木本委員**

私は、これは全く賛成です。

#### **神坂委員**

決定するまではね。

#### **江頭委員長**

これはこのとおりで、よろしく願います。

#### **事務局（中條）**

では、委員就任後公開としますが、それまでは非公開で委員選定を行うということで考えたいと思います。

7番、投稿意見の取扱いということで上げさせていただいております。今回ホームページもアップしますので、事務局等に、メールによる問い合わせ、文書による問い合わせ、また議事終了後に傍聴者の意見を聴取する場合に、会議の趣旨に沿うものについては、今後の会議運営の参考として、会議等で報告を行うと。ここで、会議等で報告を行うということについて、参考資料1-7に、3つほど方法を上げています。1つは、非公開ということで、会議運営の参考とはしますが、設立準備会の資料には入れないと。2つ目としては、内容のみ記載して、名前等は匿名とすると。3つ目に、先ほど傍聴者の意見については、名前、所属等を述べてもらうことになりましたけれども、投稿意見等についても、内容、属性、氏名 - - 相手から送られてくるもので、氏名しか書いていないものについては氏名だけになるでしょうし、そういうところはすべて公開するというような選択肢を上げてみました。

私どもの方では、今のところ公開でどうでしょうかと考えておりますが、どうさせていただきますでしょうか。

#### **江頭委員長**

いかがでしょうか。

**木本委員**

私個人の意見ですけれども、傍聴者発言と並列、同じ扱いだと思います。

**江頭委員長**

ただ、事務局に意見が1,000通ほど寄せられた場合、そういうものをこの会議で資料として配るのかどうかということですよ。その他の資料として置いていただいて、見れるようにするのか。いろんな意見があることを知るということは我々大事だと思いますがね。

**木本委員**

1,000通も来たら、置いていただくよりほかないと思います。

**事務局（中條）**

資料として別途そういう形もできますし、数によっては、今回の配布資料のように、後ろにつけることもできます。

**瀧野委員**

参考資料的に添付するという格好にするわけですね。

**江頭委員長**

審議事項にはしないけれども、参考資料として見れるようにする。そんな感じでしょうかね。

**木本委員**

先ほどの議事録閲覧で10部ほど置いておくというような形で、我々もそれを見れると。

**江頭委員長**

物すごく参考になる意見があれば、「そういう意見があるよ」ということで紹介し合うというやり方でしょうね。

**事務局（中條）**

それでは、私どもでそれを取捨選択するというと語弊がありますので、可能な限りすべて参考資料として配布資料につけるようにします。数が非常に多くなった場合には、また相談させていただきます。

以上が設立準備会の情報公開要領（案）についての審議です。ありがとうございました。

**竹中委員**

6番の個人名の取扱いの委員選定を行う会議の委員というのは、この準備会の委員でしょうか。

**江頭委員長**

我々が委員を決めないといけないわけですね。

**竹中委員**

その議論を非公開にすると。

**江頭委員長**

そうです。そのときに、例えば、Aさん、Bさん、Cさんのうちから1人しか選べないという状況があったときに……

**竹中委員**

それは存じているのですが、この5人だけでやるんですかということの確認です。

**江頭委員長**

そういうことです。

**事務局（中條）**

それでは、今、情報公開要領（案）というのが、ご審議の結果決定いたしましたので、それに基づいて修正して、情報公開要領とします。

次に、議事の（2）熊野川流域の概要についてです。

設立準備会では、熊野川懇談会の委員選定が大きな役割の1つと考えております。ここで、熊野川の流域の概要を説明させていただいて、今後の河川整備計画の策定に対して適切な意見をいただけるような委員の選定にお役立てください。

では、熊野川流域の概要について、紀南河川国道事務所の梅敷調査課長に説明をお願いいたします。

**梅敷**

我々、熊野川の流域に対していろいろな思いを持っておりまして、ここに詰め込んでまいったわけでございますけれども、まだまだ不十分なできでございます、至らぬところはあるかと思っておりますが、よろしく願います。

ごらんいただいている画面ですが、かわいらしい魚が泳いでおりますけれども、これは今年度熊野川の河川愛護のイラストを公募いたしまして、新宮市内の小学生の方の応募作品が最優秀作品に決定して、至るところで使わせていただいております。

まず、流域全体の概要でございます。

熊野川の流域は、左のスライドでごらんいただきますように、紀伊半島のほぼ中央部に位置しておりまして、南東側の熊野灘にその流向を向けております。流域面積が2,360km<sup>2</sup> でございますので、その大半が山地で構成されております。幹川流路延長は183kmです。流域面積は、近畿の直轄河川、10水系でございます中で、淀川、九頭竜川に次いで3番目の面積でございます。幹川流路延長は、近畿管内の直轄河川では一番長い延長でございます。

右側のグラフは、流域の地形構成を比較しておりますが、上から2つ目、熊野川は、ほとんど山地ということで、特徴があらわれております。

続きまして、流域内の市町村でございますが、3市7町8村でございます。奈良県、三重県、和歌山県の3県にまたがっております。流域内の人口は、8万4,000人でございます。その人口の構成比率は、円グラフにお示ししておりますように、和歌山県と三重県が四十数%、あと残り十数%が奈良県というような構成になっております。

続きまして、気候の特徴をお話しいたします。

左側の日本地図に色を塗り分けしておりますが、データはちょっと古うございますけれども、年間の降水量を着色しておりますので、青い濃いところ、あるいは紫といったところが雨の多いところでございます。ごらんいただきますと、紀伊半島の先ほどの熊野川の位置しておりますあたり、あるいは日本海側の方にも濃いところがございますけれども、こちらの方は降雪がかなりあるのだらうと思います。非常に濃いところが紀伊半島にございます。

そのアップをしたのが右側のスライドですけれども、大台ヶ原、あるいは大峰山脈といった高い山々がございまして、年間降水量としては、4,000mmに及ぶようなところが流域にございます。

続きまして、河道形態にポイントを置いて、地形のご紹介をさせていただきたいと思っております。

どこの河川とも同じように、上流部、中流部、下流部というような見方をしてみますと、右側の写真の一番上ですが、V字谷を呈している非常に山深い中を河川が流下しております。

2番目の中流部、黄色い円で示しているところですが、このあたりまでおりてまいりますと、山は深いのですが、川幅が非常に広がっております。ほとんど砂利で構成されるような広い川原が出現しております。

河口の方にまいりますと、川幅の非常にゆったりとした河口部が出ております。

続きまして、自然環境でございますが、先ほどもご紹介しましたように、1,900m、あるいは2,000m近いような山脈とか、大台ヶ原といったところがございます。そういった関係から、温暖帯、冷温帯、亜高山帯の3つの気候帯が存在するようなどころでございます。非常に変化に富んだ植物相が出現しております。トガサワラ、オオヤマレンゲ、シラビソといったものが見受けられます。

動物の方でございます。流域内の動物というと、これだけではございませんで、ほかにもたくさんおりますけれども、ニホンカモシカとか、近年個体数が減っております猛禽類、イヌワシとか、珍しいところでは、オオダイガハラサンショウウオといったようなものが流域内にはおります。

続きまして、景観でございます。

景観も、熊野川の流域は趣のあるところがございます。

1番目は、大台ヶ原の山並みでございます。2番目は、十津川のあたりにおりてきたところ、先ほどもごらんいただきました川幅の広い砂礫帯と申しますか、十津川峡でございます。3番目は、景観といったものとはちょっと趣が違いますが、川の中を掘ると温泉が出てくるようなどころも流域内がございます。4番目は、熊野川と神倉山ということで、河口にほど近いところです。5番目は、北山川筋で、天然記念物にも指定されておりますけれども、瀨八丁という非常に景観のいいところがございます。

続きまして、史跡でございますが、先ほどのお話の中でも出てまいりましたが、熊野三山のうち二社が流域の中にございまして、熊野本宮大社、熊野速玉大社、あと、那智大社が少し流域から出たところではございますが、近いところがございます。また、新宮市内には、除福公園と申しまして、これは秦の始皇帝の時代に不老長寿の薬を探しに来られた方の由来が公園となっております。

また、昨今静かなブームになっておりますけれども、熊野古道というものがございまして、平安時代盛んになりました熊野大社への熊野詣、そこへ向かう道筋を世界文化遺産に指定しようというお話がございまして、今その手続が進められております。右のように、熊野古道、いわゆる道がその指定になるわけですが、本宮大社と下流の熊野速玉大社を結ぶ間は、熊野川を下って行き来をしていたようでございまして、熊野川自身のみお筋も、その一部に今回指定されることになっております。直轄管理をしている区間にも、一部その範囲が及んでおります。

続きまして、社会環境ということで、観光にスポットを当てて見ておりますけれども、北山川の筏下りとか、瀨峡のウォータージェット船、そういったところで、観光利用が盛んに行われております。

ちょっと趣が変わりましたが、近年その発生が懸念されている東南海地震でございますが、さきの中央防災会議の発表もございましたように、ここ 30 年で、東南海地震の発生が 50% の確率であるのではないかということで、その確率が日ごとに高まっていております。

過去、地震による被害、津波等で被害を受けておりました、右にお示ししている写真は、津波を受けた後、地震の影響で、市内がほとんど延焼したような状況でございます。

続きまして、直轄区間の方の概要に入らせていただきます。

先ほどの流域の中で、直轄管理をしているのが河口から 5 km の区間でございます。右にそのクローズアップした図面を載せておりますが、河口からさかのぼってまいりまして、川が蛇行しているあたりまでが直轄管理区間でございます。

和歌山県側に市田川という支川が 2 km ほどございます。また、三重県側で、相野谷川という河川が合流してきております。

人口は 4 万 5,000 人、関係する市町村は、1 市 1 町 1 村でございます。流域内の人口が 8 万 4,000 人でございます、直轄管理区間の関係市町村が 4 万 5,000 人でございますので、半分強がこの区間にお住まいになっております。

これは、本川下流から新宮市街地、あるいは紀宝町、鵜殿村の町並みを写しております。

同じく、先ほどご説明しました市田川の空撮、あるいは相野谷川の空撮でございます。

地形をもう少し細かく見てまいります。左の写真で、赤い線を引いた断面で地形の高低を見てみました。

右側の図面ですけれども、これは上流から下流側を見た図面でございます、市街地が広がっている範囲、左右岸とも地形的に低くなっておりまして、洪水などの浸水被害に対して非常にもろい地形構造でございます。

関係 3 市町村の人口動向、あるいは産業動向をお示ししておりますが、人口は、近年は減少傾向をたどっております。産業構造も、昭和 40 年代までは林業が盛んでございましたが、その辺が減って、サービス産業、3 次産業の方に移行しているような傾向が見てとれます。

続きまして、熊野川の治水についてお話をさせていただきます。

右の表が、我々が非常に被害が大きいとして取り上げさせていただいている災害の一覧表でございます。この中で、定量的な記録が残っておりますのが昭和 34 年以降ですが、一番上に書いております明治 22 年の十津川大水害と呼ばれているものは、非常に規模が大きかったようでございます。

図面の赤で塗ったところが、降雨で山地の崩壊をしたところですが、ところどころ、崩壊した土で自然のダムができて、そのダムがその後崩壊して、一気に下流に押し寄せたということが記録に残っております。

右側の写真が、その当時発生した湛水湖の状況ですが、このとき、十津川村では被害が非常に大きゅうございまして、2,500 名の方々が住むところを失って、当時、北海道へ集団で移転をされて、現在の新十津川町ができたということでございます。

この写真は、昭和 34 年 9 月の伊勢湾台風のときの写真です。左側は、特に直轄管理区間の紀宝町の部分で写された写真でございます。この台風は、今の熊野川の中で一番流量規模が大きかった洪水ではないかと言われております。

これは、近年の浸水被害を取り上げております。どちらも、支川の浸水被害を取り上げておりまして、左側は市田川で、昭和 57 年、平成 9 年、新宮市内が浸水するような被害に至っております。

右側は相野谷川、先ほど申しました三重県側の流入してきている支川ですが、一覧表に書いておりますように、平成 2 年、6 年、9 年、13 年、15 年と、浸水被害が発生しております。たびたび新聞報道やテレビのニュースなどでも取り上げられております。

これから治水事業の今までの経緯、あるいはどんなことをやっているのかということをご紹介させていただきます。

左側は、代表的な災害とそれを受けて進めてきている改修事業を軸にして並べておりますが、古くは昭和 35 年あたりから、和歌山県さん、三重県さんあたりで改修事業に取り組んでいただいております。昭和 45 年から、先ほどの下流から 5 km の区間を直轄に編入して、改修を進めております。

昭和 45 年からの直轄管理というのは、近畿の直轄河川の中では比較的新しい方でございます。それ以降、46 年、47 年と 2 支川を直轄化しまして、工事实施基本計画、45 年と出ておりますが、昭和 49 年以降、改修計画を立てて、その整備を進めております。

右側は、これまで進めてきた主な改修を旗揚げしております。



一番下流の方からご説明いたしますが、左側に写真が出ておりますように、高潮堤の整備を進めております。平成 12 年から進めておりまして、右岸側はほぼ完成しております。引き続き、左岸側の整備が必要かなと考えている状況でございます。

続きまして、左側の写真、熊野川を上流から河口を向いて写した写真でございますけれども、新宮市側の堤防に若干強度に不安なところがございます、現在堤防の補強を進めているところでございます。

右側の平面図は、13 年に公表させていただいた浸水想定区域図でございます、赤いバツテンをつけているところが一番最初に破堤するのではないかと想定されます。そこで破堤が起こりますと、新宮市域に色を塗りましたように、50cm から 2 m ぐらいまでの浸水が市内全域に及ぶと考えております。

市田川の方ですけれども、先ほどの水害の話の中でもいたしました、昭和 57 年、平成 9 年と浸水被害が起きております。それを踏まえまして、市田川水門とか市田川の排水機場を整備してきております。市田川の排水機場は、途中増設をしまして、現在 17.1 m<sup>3</sup> / s の能力を持って管理に当たっております。

これは、反対側の相野谷川の方ですが、左の写真のように、かなり蛇行している水はけの悪い河川状況でございます、これまでに相野谷川の改修は、圃場整備などの計画が周辺で上がりますと、それとあわせて、川を直線につけかえていくという工事を進めております。

相野谷川の出口にあるのが鮎田水門でございますが、これは昭和 33 年につくられておりまして、老朽化、あるいは断面不足等もございまして、昭和 63 年に改築事業をして、平成 8 年に完成しております。

相野谷川の方の数多い浸水被害に対して、連続した堤防を整備して守るといった通常の改修方法になりますけれども、それをすると、非常に長期間を要する、あるいは堤防に必要な土地が数多く奪われます。そういったところで、いろいろと議論をしていく中で、地域の皆様のご了解をいただいて、輪中堤とか宅地嵩上げ、あるいは道路嵩上げなどをして、とにかくお住まいの家屋の浸水被害を早急に回避しようということで、水防災対策特定河川事業というのを平成 13 年より進めてきております。目標は平成 18 年ということで進めております。

以上が治水でございます、引き続き利水に入らせていただきます。

左側、いろいろと矢印をつけておりますが、これが直轄に係る 3 市町村にかかわ

る取水状況でございます。上水、工水、農水、加えて浄化用水というものも取っております。

右がその量の一覧でございます。相野谷川は、取水量が入っておりませんが、これは正式な権利量がまだ設定できておりません。ただ、古くから水をお取りになっているという経緯があって、一応表の中には入れております。

利水の話で出てくるのがダムでございますが、左の図にお示ししましたように、流域内には11基のダムがございます、そのうち10基が、右側にごらんいただいておりますように、発電用のダムでございます。

主だったダムを写真にしております。

残る1基が猿谷ダムでございます、直轄管理をしているダムでございます。100%利水ダムということで、全国でも珍しいダムで、右にお示ししておりますように、ここにも直轄区間が10.88km、10kmちょっとでございます。先ほどの準備会の成立のご説明の中で、直轄区間12.7kmという話をしておりましたが、正確にはこの10.88kmも加えた区間ということで議論が要るのかなと考えております。

ここでためられた水は、下流に維持流量として流されるのは当然でございますが、紀の川へ約16.7m<sup>3</sup>分水されております。

続きまして、熊野川の水質ということで、ご説明させていただきたいと思っております。

水質観測箇所は、表にお示ししておりますように、直轄関係では5カ所でございます。

水質の動向ですが、以前はBODが悪い時期がございましたが、十五、六年前から若干減少傾向をたどっております。

これは、SSといたしまして、濁度、濁りをあらわしておりますが、これも同じように、1985年、十六、七年前から減少傾向をたどっております。

これは、地元ではよく話題になっている濁水の話でございます、洪水が起こると非常に濁水が発生するというので、新聞にも取りざたされております。

右が、本川と北山川の合流点のところの写真でございます、写真上から流れ込んできているのが北山川、左側から流れ込んできているのが本川で、その濁り方の違いが特徴的な状況でございます。

あと、水質という話でちょっとお話をしておきたいのが、市田川は、基本的には新宮市街地を流れてくる都市河川でございます、通常の我々が管理している直轄河川とい

うイメージからちょっと違った感じですが、水質事故がたびたび発生しております。

写真は、平成13年の水質事故 - - 油の流出事故の状況でございまして、オイルフェンスなどを張って回収に当たったりしておりますが、今年度も2度ほど同様の水質事故が発生しております。

市田川の水質、流入してくる支川が思わしくないということもございまして、熊野川の本川の水を導水しております。

これは、本川の導水を取水する箇所でございます、途中国道42号の中を管路で運びまして、浮島川と市田川の支川の神倉川に落とし込んで、上流から熊野川本川のきれいな水を流しております。

右がそれに関連した施設の写真でございます。

続きまして、熊野川の主に直轄区間に関する自然環境についてお話をさせていただきたいと思っております。

熊野川の直轄管理区間は、塩水がほとんどの区間遡上しておりまして、いろんな種類の魚類とか動物、植物が確認できます。

ほんの一事例の紹介でございまして、これが特徴的だというわけではございませんが、その種類をごらんいただきたいと思っております。

キチヌやボウズハゼ、あるいはカマキリ - - アユカケでございます、サツキマスといったものが魚類では確認されております。

底生動物では、カワスナガニとかモクズガニ、ヒラテテナガエビ、鳥類では、ミサゴ、ヨシガモといったものが確認されております。

哺乳類では、こういったものが確認されております。

植物も、ごらんいただいておりますようなものが確認されております。

昆虫類も、ここにお示ししておりますような種類が確認されております。

支川の相野谷川の方でも、数多い動植物が確認されております。

アユ、アカザ、ヌマエビといったものが確認されております。

鳥類、小動物、植物、昆虫類、これはほんの一例でございましてけれども、このようなものが確認されております。

最後になりますが、熊野川の河川の利用状況についてご説明をしておきたいと思っております。

熊野川は、上流域は、山から川までの間の面積が狭うございまして、河口へいくと、

広い川原がございまして、写真にございますように、散策をする方、あるいは水際で水遊びをする方がおられます。最近、下の写真にありますように、ジェットスキーを楽しまれる方も見受けられるようになってきております。

また、熊野川にまつわるイベントと言ったら語弊がございしますが、この写真は、速玉大社の神事でございまして、船に御神体を乗せて、熊野川に浮かんでいる御船島という島を回って帰ってくるという行事がございまして、毎年行われておりまして、県の無形文化財にも指定されております。

一般市民参加のイベントでは、相野谷川で子ども夏まつり、これはちょうどお盆の時期に行われて、帰省される方が非常に楽しみにされているイベントでございまして。

それから、おもしろいところでは、直轄管理をしている国道42号の橋が熊野川にかかっておりますが、その橋の上がちょうど和歌山県と三重県の県境でございまして、そこで二県の交流綱引き大会が行われております。その勝敗によって、県境を少しずらすというようなしゃれの入った取り組みをされているようでございまして。

その他といたしまして、砂利採取がこれまで熊野川では行われておりました。40年代がピークで、30万m<sup>3</sup>近い採取が行われていたような年もございまして、直轄区間では現在、砂利採取は禁止しております。一部指定区間ではまだお続けになっているようでございまして。

河床の変動といったことが若干懸念されるわけですが、変動状況をプロットしてみています、特筆するような傾向的な変動というのはまだつかみ切れておりません。

土砂供給の話に端を發しますと、その他で書いておりますけれども、供給土砂とウミガメの産卵地でございまして近隣の海岸が後退をしているというような話が一方で議論されております。

はしょって下手な説明でございましたが、熊野川の流域の概要、今のところ我々は以上のような状況かと考えておりますので、このあたりをお含みいただきまして、人選に入っただければと考えております。

以上でございます。

#### **事務局（中條）**

ご説明、ありがとうございました。

今の流域の概要について、よろしいでしょうか - -。

では、最後の議題のその他になります。資料3 - 4をごらんください。設立準備会のスケジュール(案)として示させていただきました。

概略説明いたしますと、今回第1回ということで行いましたけれども、第2回、次回が2月中旬を予定していきまして、懇談会委員の組織構成、第3回が4月中旬を予定していきまして、非公開審議となりますが、懇談会委員選定、選定委員リスト作成、第4回が6月上旬ぐらいを予定していきまして、懇談会委員の決定、懇談会運営のあり方の決定、設立準備会提言の作成というような予定を組ませていただきました。

このようなスケジュールでよろしいでしょうか。

#### 江頭委員長

今事務局から設立準備会のスケジュール(案)が示されました。きょうが第1回目、あと3回ということです。大まかなスケジュールが下のタイムテーブルに示されておりますが、最後の第4回がリジッドになっていると考えてよろしいですか。

#### 事務局(中條)

第4回が一応固定と今のところ考えていますけれども。

#### 江頭委員長

6月上旬にはこの準備会の役目を終わる必要があるということですね。

#### 事務局(中條)

必要でなく、審議の経過によりますけれども、場合によっては、それが延びても……。

#### 江頭委員長

そういうことでございまして、いかがでございましょうか。

公募委員が何名になるかわかりませんが、3月下旬の委員候補リストの作成は、公募委員も含めての話なのですか。

#### 事務局(中條)

第2回で構成が決まりましたら、公募手続に入りまして、約1カ月公募をしてみて、推薦委員、公募委員、両方の委員候補リストの作成を考えております。

#### 江頭委員長

わかりました。これは、第2回、第4回、要するに、懇談会の運営のあり方と委員の構成をどうするかというあたりがシビアな議論が要るのだと思いますが、いずれにしても、懇談会の委員の構成をどうするかという議論をしてみないとよくわからない面がございますので、今のところは、こういうタイムスケジュールでいけばオーケーじゃない

かと。

いかがでございましょうか。

**木本委員**

これでいきましょう、頑張ってください。

**江頭委員長**

先ほど河川管理者から熊野川流域の概要の説明がございましたけれども、説明にありましたようなことを踏まえて、河川整備計画を立てていくのにどういう方が望ましいのかということ視野に入れていただいて、次回の会議のときにスムーズに議論ができればと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、スケジュールは、このような格好で……。

**事務局（中條）**

固定することなく、弾力的に対応していきますので、審議の経過によっては回数がふえること等もあるかもしれませんが、審議の経過を踏まえて対応するようにいたします。

以上、きょうの議題はすべて終了いたしました。ありがとうございました。

最後になりましたけれども、きょう傍聴していただいた方々からの意見をいただいてもよろしいでしょうか。

**江頭委員長**

特段傍聴席からどんな御意見をいただくかということは我々もわかりませんが、もし準備会の運営とか委員の選定について積極的なご意見があればご発言願えればと思います。何でもかんでも伺うというわけにはいかないと思いますので。

**事務局（中條）**

時間をある程度設定させていただいて……。5分程度になりましょうか。

**江頭委員長**

もしご発言があれば、もうちょっと時間をとってお願いします。

**事務局（中條）**

では、会場の傍聴者の方で、ご意見をいただければと思います。

なお、発言の際には、氏名と住所をよろしくお願いします。

**須崎**

新宮市の須崎誠と申します。無職です。

神社と川の関係を少し……。神坂先生がいるから恥ずかしいのですが。

新宮の直轄区間には、延喜式に入っている大きな神社が3つあります。それは、速玉神社、飛鳥神社、牛鼻神社です。皆さんのふるさとの氏神様を思い出してほしいのです。必ず氏神様の近くには川があったと思います。川と神社は切っても切れない縁があると思うのです。伊勢神宮には五十鈴川がございます。有名な下鴨神社、上賀茂神社には、境内に川が引っ張られております。

昔は、大水が出て、神社を洗ったわけです。特に有名なのは、本宮の神社で、大水が出て、川をみそいだわけです。熊野速玉神社も、皆みそいだのですが、最近堤防ができて、それがなくなりました。しかし、熊野速玉神社は、先ほどスライドでありましたが、大きな祭りがここで1年に1回あるのです。

最近やっと広辞苑で、霊域とか霊気というのが採用されたのですが、これから川のことをしていただく限りは、そういうことも頭に入れていただいて、ぜひ治水についてお願いしておきます。よろしく申し上げます。

#### **事務局（中條）**

ありがとうございました。

ほかにご意見をいただけますでしょうか - -。

では、きょうの議事はすべて終わりました。

最後に一言だけ、事務局からご報告しなくてはいけないことがありまして、この場をかりて報告させていただきます。

今回の設立前にホームページをアップしまして、それに対してメールが1通届いております。なぜ新宮市内で熊野川に対して懇談会を行わなかったのかというような内容のメールが来ていましたので、報告させていただきます。

以上です。

#### **江頭委員長**

次回からもこんな進め方でやるのでしょうか。普通、委員長が議事進行をしますよね。何かやりにくくてしょうがない。ですから、次回から、この準備会の方で議事進行をさせていただいて、そちらでサポートしていただくというような方法でやっていただけませんか。

#### **事務局（中條）**

わかりました。

**江頭委員長**

ここで何をやればいいのか、ちょっとわかりにくいのです。よろしくをお願いします。

**事務局（中條）**

よろしくをお願いします。

きょうは、どうもありがとうございました。会場の皆様も、長い間ありがとうございました。

なお、この後、議事骨子の作成がありますので、委員長には別室を用意しておりますので、お願いいたします。

どうもありがとうございました。